

「IP-IP接続のつなぐ機能」のPOIビル内の設備等の 取り扱いに係る論点の取りまとめ（1/3）

- POIビル内の設備等として議論すべき対象としては、「通信施設」と「通信設備」に大別され、
通信施設：設置スペース、ケーブル成端盤、電力設備、空調設備、ケーブルの配線ルート、セキュリティ設備、消火設備
通信設備：個別ルータ、共用ルータ、局内ケーブル、保守用設備、渡り回線
とすることで認識が一致した。
- 各社がPOIビル内の設備等の提供にあたって求める条件は、「確実なコスト回収が可能なこと」、「通信施設については1の事業者が設置・保守すること」、「提供事業者が定める運用条件を遵守すべき」の3点に収斂した。
- 一方、各社がPOIビル内の設備等の利用にあたって求める条件は、
 - ・通信施設、通信設備の双方に共通的な条件
 - 保守運用に係るルール（監視、切り分け手順、設備分界点、ビル入退館等）が明確であること
 - 利用にあたっての諸条件について適正性・公平性・透明性が確保されていること
 - できるだけ低廉な費用で利用できること
 - ・通信施設に係る条件
 - 通信施設については1の事業者が設置・保守すること
 - セキュリティ対策や災害対策等の必要な措置が講じられていること
 - 自前線路引込みが可能、かつビル引込みは複数ルート可能
 - 担い手は長期的にPOIビルを提供すること
 - ビルへの駆けつけがしやすい立地であること
 - ・通信設備に係る条件
 - 各種設備・伝送路・ケーブル等について、自前工事・自前保守・工事委託・保守委託が選択可能であること
 - 通信設備の仕様が国内外を問わず標準的な技術的仕様であることとすることで認識が一致した。

「IP-IP接続のつなぐ機能」のPOIビル内の設備等の 取り扱いに係る論点の取りまとめ（2/3）

- POIビル内の設備等のハウジング・設置・保守の担い手について、「通信施設」の担い手は、1の事業者による一元的な提供が求められる一方で、「通信設備」は設備ごとに設置・保守する事業者が異なるケースも考えられることから、「通信施設」と「通信設備」の担い手は必ずしも同一の事業者とならないという意見が示された。
- それぞれの担い手の決め方の考え方として、事業者から意見提出された項目は、
 - ・通信施設、通信設備の双方に共通的な項目（4項目）
最も低廉な料金で提供可能な事業者、継続的に提供可能である事業者、要件の変更に柔軟に対応できる事業者、提供条件が各事業者に対し公平である事業者
 - ・通信施設に係る項目（1項目）
1の事業者が一元的に提供可能であること
 - ・通信設備に係る項目（1項目）
24時間365日保守や迅速な対応が可能であること、の計6項目であった。
- 10月7日の事業者間意識合わせの場の議論において、今後担い手を選定するプロセスに関し、具体的事業者を複数候補から選定するプロセスを経るまでもなく、「通信施設」の担い手としてはN T T東西が望ましいという意見が多くの事業者から示された。

「IP-IP接続のつなぐ機能」のPOIビル内の設備等の 取り扱いに係る論点の取りまとめ（3/3）

- また、「共用ルータ」（その保守用設備等を含む。以下同じ）については、
 - ①全事業者が1のルータを共用する場合（案3）
 - ・共用ルータの継続的・安定的な提供、利用に係る諸条件の適正性・公平性・透明性の確保が求められるため、それらを制度的に担保する必要があるとして、NTT東西が第一種指定電気通信設備として共用ルータを資産所有・設置・保守等し、担い手となることが望ましいという意見が多く示された。
 - ②共用ルータと個別ルータが併存する場合（案4-1）
 - ・電話サービスは、社会インフラとして重要な機能を果たしており、共用ルータの所要品質と信頼度が長期に亘り確保されることが重要であるため、共用ルータを継続的かつ安定的に提供できる事業者を制度的に担保する必要があるという意見が多く示されたほか、①に係る意見と同様の整理を図ることが望ましいという意見も示された。
 - ・一方で、個別ルータを利用する事業者以外の事業者間でルータを共用することになるため、当該事業者間で任意の担い手を選ぶことを可能としておいた方がよいという意見が示された。ただし、この場合であっても、共用ルータを資産所有・設置・保守等する適切な担い手が見つからなかったときには、セーフティネットとなる担い手が担保されることが望ましいとして、NTT東西にその役割を果たしてほしいと求める意見が示された。
- 今後、事業者間意識合わせの場においては、NTT東西から「通信施設」の担い手となる場合の提供条件を示し、それに係る議論を進めるとともに、「共用ルータ」の担い手（資産所有・設置・保守等）について、まずは、共用ルータを利用する事業者の範囲、事業者間での保守・運用ルール、共用ルータのコスト負担の在り方等から議論を深めることとなった。

【参考1】

「IP-IP接続のつなぐ機能」のPOIビル内の設備等の取り扱いに係る議論における用語について

用語		解説
通信施設	① 設置スペース	通信設備を設置するスペースに加え、二重床等の付帯する構造物を含む
	② ケーブル成端盤	引込ケーブルを成端するための端子盤（FTM）や通信施設内の成端盤間のケーブルを成端するための端子盤等
	③ 電力設備	受電設備、発電設備、蓄電池等
	④ 空調設備	通信施設内の空調設備
	⑤ ケーブルの配線ルート	ケーブルの配線に必要な構造物（配管・ケーブルラック・管路・とう道等）
	⑥ セキュリティ設備	入退館/入退室を管理するための設備（生体認証装置・監視カメラ等）
	⑦ 消火設備	防火扉・消火器・不活性ガス消火設備 等
通信設備	⑧ 共用ルータ	つなぐ機能の接続方式案3-1・案3-4・案4-1における共用ルータ（ルータを設置するラック・L2SW含む）
	⑨ 個別ルータ	つなぐ機能の接続方式案2・案4-1における個別ルータ（ルータを設置するラック・L2SW含む）
	⑩ 局内ケーブル	通信施設内の個別/共用ルータ間を接続するためのケーブル 〔通信施設内には、FTM～設置スペースまで敷設しているケーブルも存在するが、当該設備は⑫渡り回線およびPOIまでの伝送路の構成要素として取り扱う〕
	⑪ 保守用設備	共用・個別ルータを保守するために必要な設備（装置監視サーバ・監視用回線等）
	⑫ 渡り回線	つなぐ機能の接続方式案3-4におけるPOIビルから張出しPOIビルまでの伝送路回線

【参考2】

「IP-IP接続のつなぐ機能」のPOIビル内の設備等の構成イメージ

